

武庫川づくり

NO.26

平成 22 年 1 月
武庫川流域委員会
発行

武庫川流域委員会 ニュース

武庫川ホームページアドレス
http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04_1_000000070.html



武田尾廃線敷ハイキング道・桜の園付近



昆陽井堰付近でアユ調査の投網打ち



武庫川を元気に泳ぐ稚アユ

ニュースの内容

1. 武庫川水系河川整備計画策定に向けて ~ 委員長
2. 「武庫川づくり」の動き
3. 武庫川流域委員会運営委員会
 - ~ 第 82 回 運営委員会
 - ~ 第 83 回 運営委員会
 - ~ 第 84 回 運営委員会
 - ~ 第 85 回 運営委員会
 - ~ 第 86 回 運営委員会
 - ~ 第 87 回 拡大運営委員会
4. 武庫川流域委員会
 - ~ 第 53 回 武庫川流域委員会
 - ~ 第 54 回 武庫川流域委員会
5. 武庫川流域委員名簿
6. 開催された運営委員会

1. 武庫川水系河川整備計画の策定に向けて

委員長 松本 誠

新しい時代に「新しい川づくり」のスタートを

このニュースレターが多くの方々の手に取られるころには、2010年が明けていることかと思います。武庫川流域委員会も2003年3月に発足してから、間もなく7年目になります。今年はいよいよ、武庫川の川づくり計画をまとめ上げる正念場の年です。武庫川の河川整備計画を策定し、未来へつながる新しい川づくりの道筋を定める年です。武庫川流域委員会にとっては、7年間の委員会活動を集大成する年でもあります。

また、2010年は90年代から始まった政治、経済、社会の歴史的大転換から20年を経て、新しい市民社会の仕組みが具体的に構想されるスタートになる年でもあります。阪神・淡路大震災から15年、河川法の大改正から13年、そして兵庫県知事が武庫川ダム計画を白紙に戻し「治水対策に対する合意形成の新たな取り組みを行うとともに、遊水地や雨水の貯留、浸透等の流域での対応も含めた総合的な治水対策を進める」という決断を表明してから10年という節目の年でもあります。

8月末の総選挙で歴史的な政権交代となり、国の河川行政も「できるだけダムにたよらない治水」へ大きく政策転換しました。3年前の8月にまとめた武庫川流域委員会の提言は、10年前の兵庫県の大きな政策転換に呼応し、今日の河川行政の転換を先取りしたものでした。

このような節目の年に武庫川の整備計画原案を審議し、新しい時代にふさわしい川づくり計画を全国に先駆けて兵庫県から発信できるように努力することが、武庫川流域委員会はもちろん兵庫県の大きな使命だと認識しています。

流域委員会は2007年10月に河川整備基本方針案について答申した後、全体委員会は休会してきましたが、この間、運営委員会を13回にわたって開催したほか、減災対策検討会を8回にわたって開催しました。いずれの委員会も毎回ほぼ半数以上の委員が出席して県の整備計画原案づくりについての進捗状況を確認するとともに、委員会の提言や基本方針に沿った作業が行われるように、県との意見交換を重ねてきました。

他方、整備計画が策定された後、流域の自治体や住民と河川管理者である県との連携がスムーズに立ち上がるよう、流域連携の基礎づくりをめざして「武庫川づくりと流域連携を進める会」も発足させました。流域委員の過半数が参加して流域住民と連携したNPO活動として、天然アユが遡上する武庫川づくりをめざしたアユのシンポジウムを開催したり、水質調査に継続して取り組むなど地道な流域連携活動を広げてきました。

間もなく始まる整備計画の審議は、こうした取り組みの延長線上に位置づけられます。兵庫県が震災以来掲げてきた「参画と協働」の試金石として、兵庫県と全国の川づくりのモデルとなる武庫川づくりの整備計画を、そのプロセスと中身の双方で実現していきたいと願っています。流域の住民、諸団体はもちろん、流域の自治体の皆様にもそれぞれの立場からのご協力とご尽力をお願いしたいと思います。

2. 「武庫川づくり」の動き

平成 18 年 8 月末の第 49 回流域委員会で河川管理者である井戸知事への提言書を全会一致で採択し、兵庫県は提言書を踏まえた「武庫川水系河川整備基本方針 原案」の策定を進め、平成 19 年 7 月に再開した第 50 回流域委員会に原案が提示されました。再開された委員会では基本方針原案が提言書と大きく外れていないか、提言書の趣旨が反映されているかどうかを検討し、5 回におよぶ流域委員会と 9 回にわたる運営委員会を開催し、基本方針原案に対する意見書をとりまとめ平成 19 年 10 月末に知事へ提出しました。

県はその後、パブリックコメントや河川審議会を経て最終的な基本方針案をまとめ、平成 21 年 3 月に国土交通省から「武庫川水系河川整備基本方針」の同意を得て、基本方針はようやく策定されました。現在、県は当初平成 21 年秋に提示するとされた武庫川水系河川整備計画の原案提示に向けて、追い込み作業を進めています。

流域委員会が発足してから丸 6 年、基本方針原案に対する答申を行ってから 2 年余りが経ちました。「河川整備計画の原案提示までの間は全体委員会を休止したい」という県側の方針により、流域委員会はこの間全体委員会を休止し、全権委任を受けた運営委員会を 13 回にわたって開催し整備計画原案づくりについて県と意見交換を重ねてきました。また、8 回にわたって減災対策検討会を開催しました。間もなく提示される予定の河川整備計画原案を審議する全体委員会の開始に向けて、今号から 2 号にわたって、この間の審議状況をお知らせします。

3. 武庫川流域委員会運営委員会

第 82 回
～
第 87 回

第 82 回 運営委員会

平成 20 年 4 月 4 日
西宮市男女共同参画センターにおいて

平成 19 年 10 月に河川整備基本方針案について知事に答申してから、県は平成 21 年秋に向けて整備計画原案の作成作業を進め、武庫川流域委員会はこの間全体委員会は休止してきました。しかし、この間、流域委員会は運営委員会を 1 ヶ月半から 2 ヶ月に 1 回の頻度で開催し、県との協議を重ねてきました。流域委員会の提言書をまとめる過程で時間不足から県に検討を委ねた重要な項目がたくさんあり、整備計画原案作成の過程で提言書との考え方の齟齬等が生じないように、進捗状況に合わせた調整や確認作業が必要だったからです。

第 82 回運営委員会はその 2 回目。流域委員会の事務局と河川管理者、河川行政担当部局の関係についての確認をはじめ、整備計画原案作成に向けたスケジュール等について、事前に作成された資料に基づき 14 名の委員が出席し、4 時間におよぶ会議が行われました。

【配布資料】

- 資料 1 武庫川水系河川整備計画（案）作成スケジュール案
資料 2 パブコメの結果公表及び基本方針の周知について
資料 3 流域対策の検討状況
資料 4 既存ダム治水活用の検討状況
資料 5 武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する 2 つの原則について
資料 6 ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について
資料 7 河川管理者と事務局
資料 8 4 月の人事異動に伴う武庫川に係る職員の異動について
資料 9 住民からの意見書（武庫川流域委員会への再提言）

（委員からの資料）

- 1 武庫川峡谷の貴重種の保護について
- 2 危機管理対策の検討について

（参考資料）

- 1 「予備放流」と「事前放流」について
- 2 第 81 回運営委員会の協議状況

【協議の概要】

1. 河川管理者と事務局について

県から河川管理者と流域委員会事務局に関する資料配布と説明が行なわれ、これに基づいた協議の結果、以下の事項が確認された。

- ① 武庫川流域委員会には、委員会に直属した事務局を設けていない。今後も、武庫川企画調整課が事務局と河川管理者の担当部署を兼務する。
- ② 今後作成する行政出席者名簿については、河川管理者と事務局を分離して表示せず、河川管理者として一括りで表示する。

2. パブリックコメントの結果公表及び基本方針の周知について

パブリックコメントの結果公表と武庫川水系河川整備基本方針の周知について、協議が行われ、アピール手法の工夫を考えた上で公表・周知を進めることができた。

3. 流域対策、既存ダムの治水活用に関する検討状況、生物環境に関する 2 つの原則について

① 流域対策について

- ・基準地点だけでなく、地先に対する治水効果も説明できるよう検討する。
- ・流域対策を効果的に進めるための制度整備について引き続き検討する。

② 既存ダムの治水活用について

- ・次回の運営委員会において河川管理者は既存ダムの具体的な検討内容が分かる資料を報告できる範囲で提供する。

③ 生物環境に関する 2 つの原則について

- ・今年度上半期において「2 つの原則」の検討マニュアルができた段階で、運営委員会に説明する。

4. 土木工事等の自然環境配慮について

委員からの意見書に基づき「土木工事等の自然環境配慮について」河川管理者側に説明と確認を求め、協議の結果、以下のことを確認した。

- ① 県は関係部局や市などとの横の連携を強化して、貴重な環境が失われることのないよう適切な情報提供を行なう。

5. 整備計画作成スケジュールについて

県から「武庫川水系河川整備計画（案）作成スケジュール 案」の説明が行なわれ、協議の結果以下の確認が行われた。

- ① 個々の作業スケジュールについて、もう少し具体性のある作業計画を説明することが必要であり、次回にはさらに詳細な説明を行なう。
- ② 委員から提案された「危機管理対策の検討」については、次回の運営委員会で改めて議論する。

6. ニュースレターへの「武庫川づくりと流域連携を進める会」活動状況の掲載について

資料 6 について県から説明が行なわれ、以下の点を確認した。

- ・次回の運営委員会において流域連携を進める上での県の考え方と県の役割分担を具体的に示し、それを踏まえて改めて議論する。

第 83 回 運営委員会

平成 20 年 6 月 10 日

西宮市男女共同参画センターにおいて

県から提案された河川整備計画原案に盛り込む危機管理の範疇に関する事を主な議題に協議を行なう予定でしたが、その内容から運営委員会側の確認的な作業のみに終わり、詳細の協議については次回以降に行なうことになりました。また、後半では流域連携についての県としての考え方方が提示され、それに対して委員会から既に立ち上げている「武庫川づくりと流域連携を進める会」から県に対する要望意見書が出されました。協議が行なわれましたが収拾がつかず、平行線のまま次回以降に持ち越されました。武庫川企画調整課を中心とする 15 名の河川管理者と 14 名の委員が参加し、4 時間におよぶ会議が行われました。

【配布資料】

資料 1 武庫川水系河川整備計画策定スケジュール（案）

資料 2 減災対策勉強会の設置（案）

資料 3 既存ダム活用の検討内容

資料 4 流域連携に関する県の考え方と役割について

（委員からの意見書）

・「流域連携について」の取り組みと今後の活動支援に対する要望

（参考資料）

1 第 82 回運営委員会の協議状況

2 流域委員会 HP トップページのリンク貼付について

3 武庫川づくり問答集

4 武庫川における過去の堤防漏水対策事業

5 西宮市の川上ダム撤退について

6 増水期に向けた防災、減災対策

7 実現しよう減災社会 パンフレット

【協議の概要】

1. 河川整備計画策定スケジュールについて

県から武庫川水系河川整備計画策定スケジュールについて資料に基づいた説明が行なわれ、以下のことが確認された。

- ① 運営委員会における県からの報告事項に対し、委員は意見を述べ、議論は行うが、委員会としての意思決定は行わない。（意思決定につながる審議はしない）
- ② 運営委員会で報告を行なう整備計画策定に関する資料は、原則として「公開」とするが、各関係機関との協議や資料の内容を踏まえた上で個別に公開の可否を判断するものとする。

2. 減災対策について

県から減災対策検討会の設置（案）が提案されるとともに、すでに府内で整備された目標などが掲げられたパンフレット等「増水期に向けた防災、減災対策」「実現しよう減災社会」に基づいて説明が行なわれた。運営委員会ではこれらに対して以下の委員の意見を踏まえ、さらに具体化した案について、次回運営委員会で協議することになった。

- ・ 対象範囲は下流4市に限っているが、減災という観点からすると上流の山、田んぼ、ため池も含めた広い範囲で考えるべきである。
- ・ 減災対策をハードとソフトに明確に分けることができるのか疑問である。
- ・ 勉強会には委員とは別に専門委員を招聘することも検討する。
- ・ 都市計画、まちづくり、土地利用誘導対策などもう少し検討項目を広げるべきである。
- ・ 「整備計画策定スケジュール」において、“勉強会”と“県民広報”をつなぐ手段として、公開の勉強会も併せて検討する必要がある。県民への広報は出来上がったものよりも、そのプロセスが大切である。

3. 既存ダムの活用について

「既存ダム活用の検討内容」「西宮市の川上ダム撤退について」の資料に基づき、県から説明が行なわれ、以下のことが確認された。

- ・ 計画給水量を見直した値ではないことから、今後の水余り現象も踏まえた考察にする。
- ・ 渇水に対しても減災・防災の面から考える必要がある。
- ・ 8月提言に盛り込まれた趣旨をもう一度理解し、利水権者の理屈だけを聞くのではなく、水需給の緩和や渇水対策についても広域的自治体である県や、委員会等が提言した考え方を否定できるのかという観点から議論する必要がある。

4. 流域連携について

「流域連携に関する県の考え方と役割について」という資料に基づいた説明が県から行なわれ、以下のことが確認された。また、委員から出された意見書「流域連携についての取り組みと今後の活動支援に対する要望」については、県としての具体的な考え方を示し、それを踏まえて改めて次回の運営委員会において協議することになった。

- ・ 流域連携を進める委員会の有志集まりに対して県の姿勢は冷たい。
- ・ 流域での活動団体の情報については河川を軸として把握したうえで支援すべきである。
- ・ これまでに流域で行なわれた活動に対する県の関わり方には疑問がある。
- ・ 県が財政的に苦しいことは理解している。
- ・ 国土交通省は加古川や揖保川などの一級河川において、近畿地方整備局自らが川への親

水活動や川に親しむイベントを開催したり、住民との連携に中心的な役割を果たしている。兵庫県は千種川など他の河川では積極的に取り組んでいるが、武庫川ではなぜ流域連携に取り組むのを躊躇しているのか説明すべきである。

5. その他

1) 前回運営委員会において次回までの県の課題としていた以下の事項について報告が行なわれた。

① 武庫川峡谷における貴重種の保全について

- ・県から関係市に対して、貴重種情報を提供し、工事を行なう際の配慮を求めた。
- ・武庫川峡谷（武田尾地区）で実施されたガードレール設置工事において、貴重種の存在に気づかず、貴重種が消失の危機に瀕した事態があった。この件に関しては、県としても、貴重種の保全は大変重要であると認識している。
- ・今後も武田尾地区の河川沿いで工事を実施する可能性のある関係市に対し、県は把握している貴重種の分布情報を提供し、工事の際には貴重種に十分な配慮を行なうよう要請した。

② パブリック・コメントの結果報告について

- ・ホームページ上で結果の報告を行なっている。

③ 「武庫川づくり問答集」について

- ・「武庫川流域委員会」のホームページからもアクセスできるよう、同ページへのリンクを設置する。

2) 6月3日に委員長を通して県に出された追加課題について、以下の報告が行なわれた。

① 下流部において昭和40年頃に行なわれた堤防漏水対策事業について

- ・下流部阪神本線鉄橋付近の狭隘部における昭和40年頃の堤防補強工事について、その事実関係は以下のとおりである。

「現地調査で事実を確認した上で詳細な検討を行なった結果、当該箇所の堤防は一定の安全率を満たしていたため、他の緊急性の高い箇所（相対的に堤防の強度が弱い箇所）の対策を先行実施しているが、今後更に詳細検討し対策の必要性を検討する」という旨を地元住民に対して現場で説明を行なった経緯がある。しかし、この工事だけをもって当該区間が安全という説明はしていない。

- ・今後、堤防強化等について地元で説明をする際には、流下能力が低い区間であるため安全性について誤解が生じることのないよう、正確な説明をする。
- ・阪神電鉄橋梁付近における治水の重点箇所を対象として、堤防法面に存在する民地と河川区域の関係を整理する。これについては、今後別途説明する場を設ける。

② 名塩川の濁水問題について

- ・土砂の発生源：名塩川右支川尼子谷川沿川の採石場

・経緯：平成18年5月 地元から白濁水、採石ガラの流出について苦情があつたため兵庫県西宮土木事務所・西宮市が合同の立ち入り調査を実施し、調整池（沈砂池）の浚渫を口頭指示

平成18年8月

パトロールを実施し、調整池（沈砂池）の浚渫を文書指示

平成18年12月

現地調査を実施した結果、調整池（沈砂池）の浚渫作業が途中であることが確認され、改善すべき項目について、速やかに報告するよう文書指示を出したにもかかわらず改善されず、採石事業の停止を命令

平成 19 年 5 月末 現地調査を実施し、調整池（沈砂池）の浚渫作業が完了していることを確認

平成 19 年 6 月 1 日 事業認可にあたっての条件及び注意事項を文書指示し、採石事業を再認可

【主な指示の内容】

- ・沈殿池（沈砂池）及び排水路等は、隨時浚渫して維持管理を行なう
- ・毎年 5 月末日までに調整池の堆砂状況等について報告書を提出
- ・場内で発生した土砂や汚濁水が場外に流出しないよう、適切に維持管理する

③ 武庫川のアユ放流について

・県からの補助金について

武庫川漁業協同組合によるアユ放流に関して、県からは補助金は出されていない。

・稚魚の単価について

揖保川での稚魚単価、1 尾あたり 30 円～35 円程度という金額には運搬費や仕分け及び放流の手間賃などを含めたものが必要費用となっている可能性があると考えられる。

・揖保川産の使用について

アユ漁が盛んな揖保川では県下のアユ放流量の大部分を養殖しており、県下では一般的に揖保川産の稚魚が放流に使用されている。

3) 県から委員 1 名についての辞任の申し出と退任に関する報告、後任は新たに委嘱しないという説明が行なわれた。

第 84 回 運営委員会

平成 20 年 7 月 28 日
宝塚商工会議所において

前回運営委員会に引き続き、整備計画原案に盛り込む危機管理に関わる対策である減災対策の具現化に向けた「減災対策検討会」の設置についての協議、「流域連携」に対する県の認識や対応への疑問を払拭するための討議を主要なテーマとして、4 時間におよぶ会議が開催されました。県からは 10 名、委員会からは 9 名の委員が参加し、県から提示された資料説明に対し委員会側が質疑、意見、提案を行うという形式で双方のすり合わせを試みましたが、残念ながら委員会側の目標や考えとのズレをひとつにまとめるまでには至りませんでした。

【配布資料】

資料 1 減災対策勉強会の設置(案)

資料 2 意見書(流域連携)に対する県の考え方

(委員からの意見書)

資料 3 武庫川水系河川整備基本方針について

資料 4 質問書

(参考資料)

1 第 83 回運営委員会の協議状況

2 「武庫川水質・水環境一斉調査」の結果について(武庫川づくりと流域連携を進める会)

【協議の概要】

1. 減災対策について

県から「減災対策検討会の設置」についての説明が行なわれたが、減災対策検討会の対象とする課題は緊急時の避難対策に限られていたことから、委員会側は疑義を唱え、運営委員会としては避難対策だけを「減災対策」として取り組むことには同意できないことを表明した。

その理由として、「委員会提言には危機管理、減災対策は緊急時の避難の問題と並んで流域の浸水被害を軽減するための耐水都市づくりや土地利用等のハード対策の重要な論点が盛り込まれており、基本方針にもきちんと反映されている」「避難対策とともにめざす土地利用や都市計画の観点からの減災対策についての検討や勉強会も必要である」ということなどが挙げられた。県はこれらを受けて、次回運営委員会までに具体的な進め方を検討した上で再提示することになった。

2. 流域連携について

県から「流域連携についての県の考え方」についての説明が行なわれ、それに対して運営委員会は「連携は具体的な計画づくりや川づくりのプロセスであり、河川管理者である県と自治体、住民、諸団体が一緒に行動し、連携していくことが大事である」として以下のことが確認された。

- ① 県はこれまで、流域委員会の7割におよぶ委員と流域の住民によって構成される「武庫川づくりと流域連携を進める会」と、具体的な行動や活動の場で一緒に行動していくという視点や具体的な案を持ち合わせていなかった。しかし今後は武庫川の水質調査やアユの生態状況の把握、アユの遡上しやすい環境整備の具体策を考えることなどにおいて、どのような連携行動ができるかについて検討する。
- ② 県は今後、アユの遡上状況等について、武庫川生瀬漁業協同組合や流域の諸団体などとの情報交換を密にし、関係機関とともに検討を行ない、具体的な河川整備の対策に生かす。
- ③ 「武庫川づくりと流域連携を進める会」がこれまでに実施してきた水質をはじめとする調査等との連携について、県は具体的な検討を行なう。
- ④ 県は今後、「武庫川づくりと流域連携を進める会」の会合等にも積極的に参加し、武庫川の流域連携が実を上げるように努力する。
- ⑤ 武庫川ガイドブックの編集・出版について、県はどのように関わることができるのか、具体的な検討を行なう。

3. その他

- ① 委員から出された武庫川水系河川整備基本方針に関わる意見書をもとに、委員会側から「河川整備基本方針の国土交通省同意が未だに得られていないことに便乗し、基本方針を流域住民に広く周知する手立てが取られていないことは問題であり、速やかに同意を得るか、あるいは周知の仕方を早急に考えるべきである」という指摘が行なわれた。
- ② 新規ダム事業を中止し、既存ダムを活用するという展開が現在の全国的な風潮である今、委員会が今ある施設の利・活用を優先することを提言したにもかかわらず、県は既存ダムの活用をはじめ、現在どのような取り組みが進められているのか全く不透明な状況にあるなど、取り組みに対する消極性などが委員側から指摘された。これに対して県側は、「既存ダムの活用について、水需給の問題を県が各市とどのように協議しようとしているのか」についてまとめ、次回運営委員会に提示、説明すると回答した。
- ③ 武庫川水系河川整備計画案作成に関する一般住民への情報提供に関して、ホームページ上

での運営委員会資料等は提示方法や検索システムをわかり易く改善し、ニュースレター送付時にも案内する。

- ④ 委員から、これまで流域委員会を傍聴されていた3名より「最近の武庫川に関する動きが不透明であり、県や委員会に不信感がある」という旨のコメントが寄せられたことが報告された。

第85回 運営委員会

平成20年9月17日
西宮市大学交流センターにおいて

前回の運営委員会で協議された「減災対策検討会の設置」「既存ダムの検討状況」「流域連携」に関し、委員会側と県側の考え方や視点の相異を解消するための検討項目の整理や検討状況の提示、県の持つ情報などをもとに作成された県側からの提案を主な議題に、県から12名、委員12名が参加し、4時間にわたる協議が行なわれました。

【配布資料】

(減災対策)

資料1 減災対策検討会の設置(案)

(既存ダムの検討)

資料2 既存ダムの検討状況について

(流域連携)

資料3 平成20年度武庫川水系水質調査地点

資料4 武庫川ガイドブックサンプル(案)

(その他)

資料5 環境の「2つの原則」に係る検討状況について

(参考資料)

1 第84回運営委員会の協議状況

2 都賀川水難事故について

3 今出川総合開発事業パンフレット

【協議の概要】

1. 減災対策について

県から「減災対策検討会」(以下、検討会) (資料1)についての説明が行なわれ、それに対して委員会側からは「前回提案からの変更について、県はどのようなレベルまで修正したと考えているのか」「検討会への市の参加」などについての質疑が出された。これに対して県からは、「前回は避難に関する項目だけであったが、今回は減災対策の項目を全て網羅したつもりである」「市の担当者との協議は具体案作成後に県が実施する」という旨の回答が出された。さらに委員会は以下の点を確認し、今後検討会を進めていくことに合意した。

- ① 提言を出してから2年が経過し、委員も個別に減災対策についてさまざまな場で勉強している。「減災対策検討会」の場において、委員が蓄積した知見や情報を県と共有し、意見交換を行い、減災対策の具体案を検討する。
- ② 検討会は、流域委員会の一部として位置づける。
- ③ 県は事前資料としてハザードマップ、都市計画、堤防等の資料について準備する。

- ④ 開催回数は県から4回と提案されたが、協議の進捗を見極めながら開催回数を検討する。
- ⑤ ファシリテーターの有無については、第1回検討会の様子を見て結論を出す。
- ⑥ 検討会のコアメンバーに立候補する委員は、1週間以内に委員長へ連絡する。

2. 既存ダムの検討状況について

県から「既存ダムの検討状況について」（資料2）の説明が行なわれ、委員会は以下の点を指摘、確認した。

- ① 本日説明した資料に対する各委員の意見を、今後の検討の参考とする。
- ② 放流設備の検討についても今後報告するよう県に要請した。

＜委員の主な質問・意見＞

- ・県が取り上げている取水量には工業用水が含まれているのかどうかの確認
　県の回答⇒3つのダムすべて上水のみの整理で、工業用水は含んでいない。
- ・原水の融通もあり得るのか
　県の回答⇒渇水対策として、すでに検討に入っている。
- ・ダム間の水のやり取りを各ダムの標高（利用水深等）で整理する必要性がある。
　県の回答⇒現実的に可能なことを整理し、まとめて報告する。
- ・ダムの空き容量の変化を水位等で整理すべきである。
　県の回答⇒わかりやすい方法で提示する。
- ・北海道豊平川等、ダムの自主的運用など低水路管理の文献や千苅ダムの過去のデータを収集して検討すべきである。
　県の回答⇒現在検討中であり、検討後に報告する。
- ・川下川ダム等他のダムは検討対象から外すのか
　県の回答⇒現在提言された3つのダムを優先して検討しており、その結果次第でその他他のダムについては検討の可能性を判断する。
- ・千苅ダムの取水量グラフの凸凹の原因を説明してもらいたい。
　県の回答⇒阪神水道で起きた3回の事故が原因のものがあるが、その他の凸凹は現在確認中である。
- ・千苅ダムが配水しているキリンビール工場への上水と一般上水の比率、キリンビール工場が利用している上水のうち、千苅ダムと青野ダムの比率も整理すべきである。
　県の回答⇒参考にしたい。
- ・放流方式をもっときめ細かくすることの検討をすべきである。
　県の回答⇒放流方式については国土交通省の事例も集めたいが、最新の知見に近い方法と考えている。
- ・中下流の正常流量を地下水利用が脅かしているという考え方もあり、環境水源の確保という意味においても地下水を水源とした水融通も考えるべきである。
　県の回答⇒地下水の水融通がダムの水融通に直接関係する場合には検討するが、そうでなければ正常流量で検討していきたい。
- ・東播用水との相互融通はできるようになっているのか、確認しておく必要がある。
　県の回答⇒計画ではつなげることになっているが、現状はまだできていない。
- ・降雨の予測値と観測値の関係を示し、早い時点での降雨予測値がどれだけ整合しているのか調査すべきである。
- ・渇水と洪水の空間スケールは全く違い、渇水は広域的に起きるということに気をつける必要がある。

3. 流域連携について

県から、「平成 20 年度武庫川水系水質調査地点」（資料 3）と「武庫川ガイドブックサンプル（案）」（資料 4）について説明が行なわれ、以下のことが確認された。

① 資料 3 を参考にし、次回運営委員会でどのような連携ができるか検討する。

② 武庫川ガイドブックについては、「武庫川づくりと流域連携を進める会」の定例運営会議に県が出席し、情報を共有しながら検討を進める。

4. その他

(1) 都賀川水難事故について

都賀川の水難事故について、県から参考資料 2（「都賀川水難事故について」）に基づいて説明が行なわれた。

(2) 環境の「2つの原則」に係る検討状況について

資料 5（「環境の「2つの原則」に係る検討状況について」）に基づいて県から説明が行なわれ、それに対して委員から以下の意見が出された。

＜委員から出された意見＞

・以下の 3 点を踏まえて「環境の 2 つの原則」の評価テーマの内容を充実すべきである。

① 武庫川下流では水質が非常に悪く、上流では白い泡がでていること。

② 水量が少なく、その影響で砂が堆積すること。

③ 床止めが撤去できなければ、海と川の連続性は確保できないこと。

(3) 上流域の多自然型川づくりへの取り組みに対する評価

上流域在住の委員から、上流域での多自然型川づくりへの取り組みに関する意見書が提出された。

(4) 武庫川漁協との協議について

武庫川生瀬漁協組合と県が行なった協議の内容について以下の報告が行なわれた。

① 6/26 漁協組合に今年度の工事説明を行なった。

② 8/27 漁協が独自で委託調査した「武庫川のアユの調査報告」の内容を組合長と河川管理者で確認した。その結果、武庫川はアユが棲める川であり、今後も漁協組合と情報を共有し、話を進めていくことが確認された。

(5) 運営委員会資料

運営委員会出席委員と欠席委員の間に広がる情報の理解等に関する格差問題に対処するため、欠席委員に資料等を送付する場合には以下の点に配慮することが確認された。

① 資料の位置づけ（全体の流れの中でどの位置にあるのか）

② 資料の補足説明（その資料の持つ意味合いを分かるように）

なお、運営委員会としての報告の必要性については、今後の運営委員会で県と協議することになった。

(6) 基本方針の周知

県は河川整備基本方針の周知を図る具体的な案を運営委員会に提案する。

第86回 運営委員会

平成20年11月17日
宝塚商工会議所において

前回の運営委員会から引き続き、既存ダムと流域対策の検討状況、武庫川づくりと流域連携を進める会の活動、減災対策検討会の具体化などの協議が行なわれました。また、河川整備基本方針のリーフレット案と広報について、県からの案と考え方に対する委員会としての見解が述べられました。さらに、流域委員会の全体会休会から一年が経過したので、次回運営委員会を全体会に準じた拡大運営委員会とすることについても協議が行なわれました。

【配布資料】

(既存ダムの検討状況について)

資料1 既存ダムの検討状況について

(流域対策の検討状況について)

資料2 学校・公園に係る概略設計

(河川整備基本方針のリーフレット案について)

資料3 河川整備基本方針のリーフレット(案)

(委員からの意見書)

資料4 武庫川一斉調査に関する提言と要望

資料5 減災対策検討会での検討についての提案

(その他)

資料6 減災対策検討会の設置(案)

資料7 運営委員会資料の内訳

(参考資料)

1 第85回運営委員会の協議状況

2 滋賀県中長期整備実施河川の検討(案)について

【協議の概要】

1. 既存ダムの検討状況について

県から既存ダムの検討状況について資料に基づいた説明が行なわれ、協議の結果以下の点が確認された。

① 県は、今回説明した資料に対する各委員の意見を今後の検討の参考とする。

② 県は、千苅ダムの施設改造や治水活用の検討状況を次回運営委員会で報告する。

<委員の主な質問・意見>

・水位回復は何故4日間で評価しているのか。

県からの回答⇒ひとつの洪水の期間として設定した。

・利水容量が底をつくまでに、その予備放流が原因で空にならなければ良いと考えれば1つの連續降雨にこだわる必要はないのではないか。

・降雨予測が外れて予備放流が空振りとなり、渇水が生じた場合には補償が必要となる。

ダムの水位が底をついた時点では補償が必要だが、1雨ごとに空振りの評価をする必要があるのかどうか疑問である。

県の回答⇒回復も必要だが、治水を考えると、先ず、予備放流できるかどうかが重要なポイントになる。

- ・放流が間に合わないのであれば、もっと早い段階から、予備放流を始めてはどうか。
県の回答⇒気象協会の12時間先の降雨予測を使ってシミュレーションを行なっている。
- ・一つの方法にこだわり過ぎるのではなく、他にもっと良い方法があるのではないか。
県の回答⇒最新の予測システムを駆使して検討していると考えているが、他に方法があるのであれば、具体的な方法を教えてもらいたい。
- ・放流できなかったケースがあることは、それほど重要ではない。利水を治水に活用するための障害とはならない。
- ・シミュレーションと実績は別のものである。この資料は「過去の実際の降雨パターンにおいて設定した放流ルールに従って予備放流した場合に放流ができるのかどうか」を確認したものに過ぎない。
- ・いろいろな降雨パターンを考えた評価を視野に入れて検討していくことが必要であり、もっとフレキシブルな検討をすべきである。
- ・予備放流量の設定理由を明らかにしてもらいたい。
県の回答⇒現在の予備放流量を段階的に増量した。今後、精度を上げていく予定である。
- ・甲武橋流量を入れて検討すべきである。
県の回答⇒今回の検討は予備放流量の設定についての検討であり、甲武橋流量については、予備放流量を設定した後に算出することになる。

2. 流域対策の検討状況について

県から流域対策の検討状況の資料に基づき、学校・公園における概略設計の説明が行なわれ、以下の2点が確認された。

- ① 説明した資料に対する各委員の意見は、今後の検討の参考とする。
- ② 県はため池の検討状況についても、次回に報告する。

<協議の主な意見等>

- ・学校や公園施設の地盤形状に応じ、掘削を併用するなど貯留容量を出来るだけ多く確保するよう整備方法を工夫すべきである。
県の回答⇒個別箇所での具体的な検討は事業実施時に検討する予定である。
- ・武庫川の流域対策の費用負担はどのように考えているのか。
県の回答⇒現在検討中である。
- ・貯留水深の設定などから「効果は最小、費用は最大」という考え方で資料を作成しているのではないかと懸念している。
県の回答⇒そのような考えは全くもっておらず、前向きに検討を行っている。貯留水深については安全面を配慮した設定を行なっている。

<その他、校庭貯留に関する委員の意見>

- ・西宮市がすでに整備している校庭貯留はもっと安価と聞いている。構造の軽量化も含めもう少し安価に設定した方が、市の協力も得やすく、実施数についても効果的である。
- ・整備箇所の選定は、内水で浸水する地区内で行なっても意味がないことから、効果的な箇所を選定すべきである。
- ・基準点における河川計画の対象とする降雨だけでなく、ゲリラ豪雨などに対する狭い地域での効果も示すべきである。
- ・河川への流出抑制のためだけに流域対策が必要というのでは説得できない。多様な機能、効果、意義を整理すべきである。
- ・貯留水深が30cmを超えても啓発などにより大雨の際には立ち入りを制限し、貯留容量を

できるだけ大きくするなどの工夫も考えるべきである。

- ・学校はさまざまな用途に使用されることを配慮すると、30cmは妥当である。
- ・ため池については、治水容量の確保の方法として水位を下げるという方針で提言している。県からは嵩上げも検討しているという話があったが、嵩上げを議論する前に水位を下げる方針が難しいことの説明が必要である。

3. 河川整備計画基本方針のリーフレット（案）について

「河川整備基本方針のリーフレット（案）」（資料3）について県から説明が行なわれ、協議の結果、以下の点について確認された。

- ① 県はリーフレットの広報手段、印刷部数等の具体策を次回運営委員会までに報告する。

<協議の主な意見等>

- ・武庫川水系河川整備基本方針は未だに国の同意を得られていないが、河川整備計画の原案ができた段階で、基本方針の同意を得られていないということもあり得るのか。

県の回答⇒そのようなことがないように現在国土交通省と調整中である。

- ・基本高水流量を書かないことにどのような理由があるのか。

県の回答⇒基本高水流量を記述すると、流域対策との関係が分かり難くなることから、洪水のピーク流量を河道、洪水調節施設、流域対策で分担するイメージで図を作成した。

- ・武庫川に関心のある人は基本方針の全文を読みたいはずであるが、このように簡潔な概要に過ぎないリーフレットを読んでもらう対象者をどのように想定しているのか。また、配布の方法や印刷部数はどのように考えているのか。「県民だより」に折り込んで流域に全戸配布することを提案する。

県の回答⇒全戸配布までは考えていないが、県や市の関係機関に配布し、県は住民に対する事業計画や工事説明など、さまざまな場で配布する予定である。印刷は白黒で、部数は今後検討する予定である。

<その他、委員の主な意見>

- ・千種川では全戸配布した経緯がある。武庫川も「県民だより」に折り込み、全戸配布すべきである。
- ・このリーフレットは、整備計画の原案を審議する流域委員会が再開するまでの間の暫定的なものであることから、すみやかに広報するよう努めるべきである。
- ・環境の2つの原則に「保全や再生の代替地が見あたらない場合は計画を再考する」という文言を追記すべきである。
- ・「～これまで～」には、提言書の提示、基本方針原案に対する協議、答申等の時系列がわかるように記載すべきである。
- ・「～これから～」には、委員会と意見交換するなどの手続きも記述すべきである。

4. その他の議題と概要

(1) 武庫川一斉調査に関する提言と要望について

委員から「武庫川一斉調査に関する提言と要望」（資料4）についての説明が行なわれ、協議の結果、以下に関する確認が行なわれた。

- ① 県は、7月の運営委員会の確認事項に基づき、水質調査、アユの遡上についての具体案をまとめ、どのように流域連携を進めていくのか次回運営委員会で明らかにする。

<県の考え方>

「武庫川づくりと流域連携を進める会」の武庫川一斎調査は、流域住民に活動の輪を広げてもらえるのであれば、流域連携に合致する取り組みであると考えている。また、県・市の実施する水質調査との連携は調査の趣旨が異なっているため、共同実施は困難であると理解している。但し、経費の支援については、現在の県の財政状況では新たな支援制度を創設することは不可能であり、既存の各種補助金・助成金メニューを活用してもらいたい。

<協議の主な意見等>

- ・経費の支援は困難であるとしても、県の環境調査の一環として必要な調査キットを提供するなど、何らかの方法で支援する可能性を考えてもらいたい。

県の回答⇒提案されているパックテストによる調査の必要性は認めない。

- ・この調査は、基本方針に記載された「流域連携」の趣旨に則って実施しようとするものである。

県の回答⇒県として必要性がなければ支出することはできない。「武庫川づくりと流域連携を進める会」として、他の市民活動団体と同様に自主・自立の原則の下に取り組んでもらいたい。流域委員会の委員の多くが加入する団体だからといって行政に金銭的な支援を期待するのはおかしく、公平性の原則にも馴染まない。

<その他、委員の主な意見>

- ・ダム関連の峡谷の環境調査に対しては1億円もの巨額の費用をかけている。水質調査を通じた流域連携にも、わずかな費用をかけられないはずがない。
- ・なぜ「武庫川づくりと流域連携を進める会」から県への要望が運営委員会の場で議論されるのか理解できない。委員の多くが加入している団体の取り組みであるから、この場を借りて県に要望を行なうという行為自体が公平性を欠いているのではないか。
- ・「武庫川づくりと流域連携を進める会」には、流域委員会委員をはじめ、武庫川に関わる各団体のリーダーが入っているので、支援することはおかしくないのではないか。
- ・「武庫川づくりと流域連携を進める会」は、流域委員会の提言の中に示した流域連携を進めていくために、委員自らが率先して連携づくりのきっかけを創ることを目的に始めたものであり、流域の多くの住民団体のメンバーが参加している。将来的には提言書にある「武庫川流域圏会議」に発展していくものである。流域の数ある団体の一つに過ぎないという認識から、「公平性」を持ち出して支援を否定するのは見当違いである。この団体と連携を否定するなら、行政として流域連携をどう進めるのかについての具体的な提案をすべきである。
- ・この程度の支援さえ対応できないと言及するなら、県はどのように流域連携を進めしていくのか具体的に明らかにする責任がある。水質一斎調査は、7月の運営委員会の確認事項に基づく提案の一つである。県はあらためて水質調査やアユの遡上回復について、どのように流域連携していくのかについて具体案をまとめ、次回運営委員会で明らかにしてもらいたい。

(2)減災対策検討会について

委員から「減災対策検討会での検討について」（資料5）の説明が行なわれ、それに対しで県から「減災対策検討会の設置（案）」（資料6）が提示された。これらに対して協議を行なった結果、以下の事項が確認された。

① 県は、県の減災対策検討会メンバーを再検討し、参加メンバー名を減災対策検討会で確認する。

(3)出席外委員への資料送付について

運営委員会に出席しなかった委員に対する資料送付に関し、県から「運営委員会資料の内訳」(資料7)を送り状と併せて添付しているという旨の報告が行なわれた。

5. 次回運営委員会のあり方について

基本方針の答申から1年が経過し、武庫川水系河川整備計画原案の審議が始まる中間点に立っているが、流域委員会の全体会休会中の運営委員会では、「委員の出席状況が均一ではなく、情報の共有に格差が生じている」という意見が出されてきた。そこで、今回の運営委員会ではこの件を正式に議題として取り上げ、「次回運営委員会は全委員を対象とした拡大運営委員会として開催する」ということが決定した。

第87回 運営委員会～拡大運営委員会

平成21年1月27日

西宮市男女共同参画センターにおいて

前回運営委員会の決定にもとづき、全委員を対象とした運営委員会の開催を案内した結果、20名の委員と12名の県スタッフが出席した全体委員会並みの拡大運営委員会が開催されました。全体会の休会からこれまでに開催された運営委員会の経過報告から始まり、既存ダム、流域対策、環境の2つの原則、減災対策などについての県の検討状況に対する協議のほか、流域委員会から派生し、「流域連携」に関わる活動を行なう団体による天然アユの復活を目指す取り組みへの県の協力を求める協議など、3時間半におよぶ拡大運営委員会になりました。

【配布資料】

(運営委員会の経過報告)

資料1-1 基本方針(原案)提示以後の委員会等開催経緯

資料1-2 第81～86回運営委員会協議状況一覧表

資料1-3 第81～86回運営委員会協議状況

(既存ダムの検討状況について)

資料2 既存ダムの検討状況について

(流域対策の検討状況について)

資料3 流域対策の検討状況について

(環境について)

資料4-1 環境の2つの原則について

資料4-2 環境の2つの原則について(別冊資料)

(減災対策について)

資料5 減災対策について

(委員からの意見書)

資料6-1 武庫川に天然アユの復活を～フォーラム2009について

資料6-2 第87回運営委員会向け資料及びコメント

(その他)

資料 7 河川整備基本方針のリーフレット

(参考資料)

防災シンポジウム in 武庫川

【協議の概要】

1. 運営委員会の経過報告

委員長から、第 87 回の運営委員会を拡大運営委員会とした趣旨、「基本方針(原案)提示以後の委員会等開催経緯」(資料 1-1)、「第 81~86 回運営委員会協議状況一覧表」(資料 1-2)、「第 81~86 回運営委員会協議状況」(資料 1-3)についての説明が行なわれ、それに基づき主に基本方針についての確認事項を中心とする意見交換が行なわれた。

<委員長の説明概要>

- ・流域委員会の全体会休会中の運営委員会における各委員の出席状況を考慮し、基本方針の答申から 1 年が経過、整備計画原案の審議が始まる中間的時期に達した今回の運営委員会は、各委員の情報共有を図るため、全委員を対象にした拡大運営委員会とした。
- ・①基本方針の手続き、広報、②整備計画策定スケジュール、③流域対策、④既存ダム活用、⑤環境に係る 2 つの原則、⑥環境調査、⑦流域連携、⑧減災対策検討会、⑨その他県と事務局の関係、に関する協議経過を説明した。

<委員の主な意見>

- ・基本方針について国土交通省の同意がいまだに得られていない件について、その根拠や協議先、経過について県は説明すべきである。

県の回答⇒河川法に基づくものであり、協議先は本省である。すでに申請済みであり、現在追加説明をしている状況である。

- ・国土交通省への追加説明はいつ、どのような内容を行ったのか説明してもらいたい。

県の回答⇒昨年夏から 12 月にかけて 3 回、流域対策の実現可能性、とくにため池の実現性について説明を求められ、すべてのため池をチェックして説明した。

- ・基本方針案は、流域委員会では 3 ヶ月余りの短い期間に凝縮して審議を強いられてきたにもかかわらず、県の側で手続きを終えて国土交通省に提出してから 1 年も放置されているのは納得がいかない。実質的には策定されているのに、県民に周知されずに来たことの問題点は大きく、基本方針の策定責任者としてそのような経緯に姿勢を正すべきである。

県の回答⇒県管理の県内河川では、千種川の基本方針も国土交通省に提出してから 3 年が経過するが未だに同意を得られていない。そこで県では、国土交通省の同意を待たずに基本方針の周知は始めたいと考えており、リーフレットを作成し、速やかに配布する予定である。

2. 既存ダムの検討状況について

県から「既存ダムの検討状況」(資料 2)についての説明が行なわれ、それに基づく協議の結果、以下の 3 点が確認された。

- ① 県は過去の取水制限時におけるダムの貯水量について整理し、報告する。
- ② 県は水道事業の将来人口の推計方法について報告する。
- ③ 千苅ダムは河川施設等構造令に基づく設計洪水流量に対して、設計洪水位での放流能力が著しく不足している。したがって、構造令違反とはいえないが、利水施設としても放

流能力の増強が必要なダムである。

<協議の主な意見等>

- ・水道事業施設の現況図では実際に存在するにもかかわらず記載されていない管のルートがあるが、いつ時点の資料か。

県の回答⇒資料は現時点のものである。既存ダムの治水活用の検討のため、広域融通にかかる水源と水源の配管状況を表した図であり、青野ダムから篠山市へのルートのように融通に関係のないものは省略している部分もある。

- ・予備放流のシミュレーションは、4日間での水位回復ではなく、30日程度を目安にするべきではないか。

県の回答⇒4日間は、一回の降雨の期間として設定している。しかし、この検討では十分ではないことから、さらに長い期間の検討も必要と考えている。

- ・予備放流後の水位の回復は、その放流が原因で貯水量が底を尽くリスクを回避できれば問題ないことから、もっと長い期間でシミュレーションをすべきである。今回のシミュレーションの結果には、放流ができた洪水、水位が回復した洪水の件数が記載されているが、この結果をどう評価するのか説明してもらいたい。

県の回答⇒企業庁との協議により、現在青野ダムで事前放流を開始しているが、現況より悪化しないことが要求されている。水道の計画では、10年に1度の渇水時でも安定して供給ができるような計画になっており、予備放流を行なうと安全度が下がる傾向になるといえる。

- 委員の意見⇒
- ・この問題を解決するためには、水道事業者とは別の視点を構築し、総合的な判断を迫る姿勢と対応が必要である。
 - ・水道事業者は治水のことは考慮の対象に考えていないが、河川整備計画を策定するには、治水も利水も総合的に検討することが大切である。総合的な治水として水道事業者にもそのような視点を求めるべきである。
 - ・回復シミュレーションは当該ダムの集水域という特定の雨量データだけで行なっているが、基準点となっている甲武橋地点での集水域で見ることも必要ではないのか。また、空振り確率は局地的な計算と広域的な計算ではかなり違ってくるのではないか。

県の回答⇒特定のシナリオとは考えておらず、20年間に降った雨すべてについてシミュレーションしている。他にどのようなシナリオが必要か指摘してもらいたい。

- ・予備放流後のダムの水位回復について、ダムの貯水量が空にならなければいいというシナリオは、ダムの水は最後の一滴まで使うというイメージを与えてミスリードすることになるのではないか。

県の回答⇒渇水状態になれば、実際には、取水制限等の対策がされると考えられる。

- ・取水制限の基準について説明してもらいたい。

県の回答⇒例えば、利水容量が30%を切った場合に一定の取水制限をするという事例がある。今後過去の実績を整理する。

- ・取水量はどのように決まっているのか。将来人口の推計の考え方も大きく関わることになるはずである。

県の回答⇒将来人口の見直しは進んでいると聞いているが、整理して再度報告する。

委員の意見⇒

- ・県の新しい担当スタッフはいま一度、流域委員会の「8月提言書」と議事録をじっくり読むべきである。このような議論については、提言書とそのプロセスでかなり克明に議論して書いている。利水者の立場だけ聞いていては、前に進まない。総合治水の立場に立つ県の理論を

構築することが必要である。理論とは 8 月提言である。

- ・委員会側の発言と、県の資料や説明が噛み合っていない。予備放流の結果、水位が回復しないというのは、言わば人為的に生じた渇水なので、その際の補填は、お金で補填するなり、代替する融通水で補填するなど方法はいろいろ考えられる。
- ・整備計画原案の提案までに、噛み合わせた議論が必要である。
- ・財政面からいうと、費用を投じて用意した利水用の水は利用されないと利水事業としては困るはずであるが、そのような事項については検討しているのか。また、県民は治水の負担も生じるということを、認識しておく必要がある。

県の回答⇒検討している。

- ・現状の運用での治水活用は、すでに実施されているのか説明すべきである。また、予備放流にあたっては、降雨予測精度の向上に伴い放流の開始時期を早めたり、早めの水位回復操作をするなど、メリハリの利いた対応が可能ではないか。

県の回答⇒青野ダムでは事前放流を行なっているが、治水容量として計画上に位置付けたものではなく、利水者の協力により利水容量の一部の放流を行ない治水活用しているものである。

- ・千苅ダムは、「河川施設等構造令に基づく設計洪水流量 $1,540 \text{ m}^3/\text{s}$ に対して、設計洪水位での放流能力は $512 \text{ m}^3/\text{s}$ しかなく、放流能力が著しく不足している」と資料 2 に記載してあるが、放流能力を上回る流入があった場合にはどうなるのか。

県の回答⇒堤体を越流する可能性があるということである。

- ・千苅ダムは現状において利水施設としても放流能力を増やすことが必要なダムであるという事になるのか説明してもらいたい。

県の回答⇒利水施設としても放流能力を増やす必要のあるダムである。

- ・千苅ダムはいわゆる「既存不適格」施設ということである。当初の建設時にそのような基準がなかったとしても、基準ができたらダムの安全を保つためにはそのような構造への改善が求められているということになる。放流能力が $1,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 不足して既存不適格ということは、耐震補強と同様に補強しなければならないことになる。補強というのは放流能力を高めるしかなく、そのことは治水活用の問題を除いても利水施設としての千苅ダムを安全にしていくためには必要な行為ではないのか。

県の回答⇒河川管理施設等構造令によるとそのとおりである。しかし、構造令以前に造られたダムであり、構造令違反にはならない。現在、放流能力不足を少しでも解消するため、洪水期はゲートを全開して水位を下げる対応策をとっている。

3. 流域対策の検討状況について

県から「流域対策の検討状況について」（資料 3）の説明が行なわれ、それに基づく協議の結果、以下の 2 点が確認された。

- ① 県は学校・公園の分類ごとの箇所数、事業費を示す。
- ② 県は地先効果に関する検討状況を示す。

<協議の主な意見等>

- ・流域対策について、国土交通省に出した説明資料とはどのようなものか。

県の回答⇒効果量の根拠等の説明である。

- ・流域協議会とは、総合治水対策連絡協議会とは別に設置するのか。

県の回答⇒総合治水対策連絡協議会を基にした新たな組織の設置に向けて現在協議中である。

- ・流域整備計画とは、河川整備計画と別の計画であるのか。
県の回答⇒河川整備計画とは別の計画になる。
- ・流域協議会において、土地利用規制に関する市の組織はどこを想定しているのか。
県の回答⇒開発、都市計画、建築指導等を想定しているが、関係者数が膨大となるため、代表窓口を選定する考え方も含めて現在、市と調整中である。
- ・県の所有地での遊水地計画はどうなったのか。
県の回答⇒河川対策として現在検討中である。
- ・国土交通省から流域対策については個別の部分だけでなくそれ以外の対策を含めた大きな話としての説明を求められないのか。
県の回答⇒国土交通省から「流域対策が河道改修より高いのではないかと問われた際に県はどう考えるのか」との質問があり、それに対して「河川対策には限界があり、不足する部分を流域対策で補う」という考え方を説明した。

<その他、委員の主な意見>

- ・流域対策は市の負担増となり、特にため池など所在が偏っている市は負担が大きいことから、法律改正しなければ実現は難しいのではないか。
- ・最近の新聞記事には流域対策は国を挙げて進めていくようとしていることが掲載されており、その点からしても武庫川での総合治水の進め方は良い傾向にある。
- ・流域対策の対象を公的所有に限定しているのは、参画と協働に反する内容になっているのではないか。
- ・流域対策の対象を公的所有に限定するかどうかの議論は、まだ済んでいないはずである。
- ・協議会で啓蒙活動などを行っている猪名川の組織や事例を調べてもらいたい。
- ・学校と公園 190箇所の分類ごとに、事業費を示すべきである。
- ・学校と公園の資料を閲覧した一般の人はどのように感じ、受け入れができるのかまでを踏まえて実現性を検討してもらいたい。
- ・基準点の効果量だけでなく、地先での効果量を出さなければ説得できない。
- ・地先効果に関する市との協議内容も明らかにすべきである。
- ・計画段階で確実なものに絞り込むということが、実施段階で「最適解」になるのかどうかは疑問である。

4. 環境の2つの原則について

時間の都合により、県から「環境の2つの原則について」（資料4-1）のみの現時点での検討成果の説明が行なわれ、未説明となった資料4-2、および説明に対する質疑、意見交換は次回以降に持ち越すことが確認された。

5. 減災対策について

県から「減災対策について」（資料5）に関連し、減災対策検討会の説明が行なわれた。

6. その他

(1) 武庫川水系河川整備基本方針の広報について

県から「河川整備基本方針のリーフレット」（資料7）についての説明が行なわれ、協議の結果、以下のことが確認された。

① 当初のリーフレット印刷部数は3,000部とし、うち1,700部を防災シンポジウムで配

布、1,300部を流域7市と土木事務所に配布するが、要望がある場合は増刷により対応する。

(2) 流域連携について

「武庫川づくりと流域連携を進める会」の代表を務める委員から「武庫川に天然アユの復活を～フォーラム2009について」(資料6-1)、「第87回運営委員会向け資料及びコメント」(資料6-2)について説明が行なわれた。さらに県から来年度に予定しているアユ調査の概要説明が行なわれた。これらについて意見交換の結果、委員会は「武庫川づくりと流域連携を進める会」「武庫川漁業協同組合」等と協議しながら今後は調査を進めていくよう、県に要請を行なった。

【アユ調査の概要】

- ・アユの分布調査は10定点を設け、潜水調査により実施する。春(4~5月)、夏(7~8月)はアユの生息状態、分布傾向、生育阻害要因等、秋(9~10月)は降下期における親アユの分布傾向を中心に把握する予定である。
- ・産卵調査は秋(10~11月)に、仁川合流点から下流の瀬を中心に、潜水調査により産着卵の有無を確認する。
- ・仔アユの流下調査については、仁川合流点から潮止堰までの間の3地点において流下中の仔アユをプランクトンネットにより採集する。
- ・漁場環境調査は、アユの分布調査と併せて、陸上観察(河川形態、工作物、濁水等)、潜水観察(河床の状態等)により実施する。
- ・4月から調査が実施できるよう、以上の調査にかかる予算要求を行なっている。
- ・その年の流量により変化が生じるため、1年で終わるような調査ではなく、3年程度は調査を継続していく必要があると考えている。

(3) 「防災シンポジウム in 武庫川」について

県から、2月21日に兵庫県主催による「防災シンポジウム in 武庫川～水害から命を守る」を尼崎市で開催することについて説明が行なわれた。

4. 武庫川流域委員会

第53回
～
第54回

注: 詳細、あらすじの表現について疑問のある方は最終頁記載の方法により議事録を入手のうえご覧下さい

武庫川流域委員会の全体会最終2回の報告が長らく休止しておりました。武庫川水系河川整備基本方針の議論を終え全体会は休会になっていますが、間もなく提示される武庫川水系河川整備計画原案の審議に向けて再開される全体会を迎える前に、回想、確認の意味を込め、あえて今、休会前に行われた2回の委員会の流れを報告いたします。

第53回 流域委員会



平成19年9月13日(木)
三田市商工会館にて開催



基本方針原案が提示された平成 19 年 7 月 6 日の第 50 回委員会から 10 月 9 日の第 54 回委員会まで、基本方針審議の最終案に至るステージです。第 54 回はほとんどが答申案の取りまとめの確認委員会になることから、第 53 回委員会は最終段階の大詰めの委員会として設定されました。これまで運営委員会において県と委員会が詰めてきた数え切れないほどの論点も、10 項目を残すところに絞られ、委員から出された意見書を基にすべての項目について 7 時間におよぶ議論が展開され、合意に至らなかったものや修文については最終委員会までに開催される運営委員会においてさらに詰めることになりました。

＜議事のあらすじ＞

1. 第 74 回・75 回運営委員会の報告

平成 19 年 9 月 1 日に開催された第 74 回運営委員会と 9 月 7 日に開催された第 75 回運営委員会の協議概要について、委員長から以下の説明が行なわれた。

- ・第 74 回運営委員会…第 52 回流域委員会の議論を踏まえ、どのように各委員の意見が原案に反映されているのか、具体的な課題を整理し原案の再修正を要請した。
- ・第 75 回運営委員会…第 74 回運営委員会で県に要請した再修正案に対し 10 項目の検討課題を残し、「県としては現時点では対応不可能である」とするものを整理しながらチェックを行なった。また、参考資料についても、これまでに修正された部分や委員から出された意見が反映されていない部分に関して問題点を整理した。10 項目の検討課題については第 53 回流域委員会で徹底した審議を行うことになった。

2. 「武庫川水系河川整備基本方針」（原案）審議の概要

(1) 県から、「武庫川水系河川整備基本方針(修正案)」の修正箇所について以下の説明が行なわれた。

◇流域及び河川の概要

- ・河川の概要…太多田川の追記
- ・流域の概要…産業等に関する部分の補足
- ・流域内の国立公園、自然公園の概況の補足
- ・地形・地質…河床勾配の修正、地形・地質に関する一部修正
- ・気候・気象…近年の降雨量の変動、発生頻度増加の追記
- ・自然環境・景観…武庫川の高水敷の状況を補足
- ・歴史・文化…河川と関係のない文章の削除、内容充実のための補足
- ・治水事業の沿革…江戸時代の治水工事の補足、平成 16 年 23 号台風の修文
- ・水質…A 類型、B 類型、C 類型の表現への補足、環境基準に関する表現方法の修正
- ・河川水の利用…内容充実のため構造物名の補足
- ・内水面漁業…内容充実のため漁業に関する歴史の補足
- ・河川の利用…宝塚市域の河川利用、下流域における高水敷の活用詳細の補足

◇河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

- ・生活環境の意味合いについて説明文の追記
- ・総合計画・都市計画マスタープラン等との調整を図る表現の復活
- ・深刻なダメージを回避する表現の修正
- ・河川対策…洪水調節施設や河道掘削に関し、河川利用や河川環境の保全への配慮に関する修文

- ・上下流バランス…記述修正
- ・流域対策…水田の記述に対する治水機能の追記
- ・その他対策…対策の位置づけの明確化に関する追記
- ・減災対策…前文に合わせた形に修正、土地利用規制に関する補足

◇河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・正常流量の確保…理解しやすいよう適切な表現に修文
- ・緊急時の水利用…理解しやすいよう適切な表現に修文

◇河川環境の整備と保全

- ・動植物の生活環境の保全・再生…不適切な表現部分の削除
- ・河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保…理解しやすいよう適切な表現に修文
- ・水質の向上…理解しやすいよう適切な表現に修文

◇河川の維持管理と流域連携

- ・河川の維持管理…理解しやすいよう適切な表現に修文
- ・流域連携…理解しやすいよう適切な表現に修文

◇主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・理解しやすいよう適切な表現に修文

(2) 「武庫川水系河川整備基本方針参考資料(修正案)の各編」の修文向け、委員長から 10 項目の検討課題について運営委員会での経過を含めて以下の概要の説明が行なわれた。

◇概要編

- ・土地利用について…とりわけ三田市域の変化と治水事業に関する記述の必要性をめぐる修正（既に修正済み）
- ・水害の歴史…23 号台風に関する被害の記述について（既に修正済み）
- ・水害の歴史…リバーサイド被害状況の写真

◇基本方針本文・治水編

- ・本文にあたる「基本的事項」は 2 頁に限っており、あまりに簡潔である
- ・基本高水は数値だけではなく議論の経緯も本文に盛り込むべきである
- ・基本高水に関する表現は安全側の計画値であることを明記すべきである
- ・河道計画には、引堤や補助スーパー堤防等の方針を除外せずに盛り込むべきである
- ・危機管理ではハザードマップの活用についてもう少し具体的な記述が望ましい

◇利水編

- ・取水の模式図には流域に対する水の出入りの観点から他水系からの出入りも含めて水収支を盛り込むべきである
- ・景観からの必要流量は、もう少し流量を高める記述をすべきである

◇環境編

- ・県が修正した点以外に新たな検討課題は挙がっていない

(3) 第 75 回運営委員会で整理した 10 項目の検討課題「検討課題整理表」（第 75 回運営委員会）に基づき、委員から以下の概要の意見が出され、協議が行なわれた。その結果、協議の内容を踏まえ、合意点について以後の運営委員会において具体的に修文を行なうことになった。また、合意に至らなかった事項については、運営委員会で整理し、今後の進め方を調整した上で審議を継続することになった。

<委員から出された意見の概要>

① 基本方針作成に至った経緯の記述について

- 武庫川水系河川整備基本方針原案の作成に至った経緯は国土交通省が誘導する一般的な基本方針づくりとは異なり、非常にイレギュラーなものである。大震災を経験した兵庫県政は、住民の参画と協働を掲げ、武庫川ダム環境影響評価概要書に対するパブリックコメントの結果や河川法の改正などを受け、ゼロベースから武庫川の河川計画を見直すこととして、整備計画段階からではなく河川整備基本方針策定段階から流域委員会を設置し、その提言を踏まえた上で基本方針原案を作成した。この特異な経過は、新河川法に則り、治水・利水に環境を盛り込む住民の参画と協働による徹底した総合治水を目指した河川整備基本方針づくりの基盤となったことを、ただの2行で処理するのではなく、きちんと明記しておくべきである。挿入箇所については本文に盛り込むというよりは前書きとして本文に入る前に示しておくべき重要な事項であるという意見が多く出された。

県の回答⇒沿革に関わる重要な事項として、本文の「治水事業の沿革」の後半部分に2行と前段にも少し挿入している。

- 土地利用の誘導による将来的な流出抑制を基本方針に反映し、総合計画、都市計画マスターplanなどとの連動のしくみについても記載しておくべきである。

県の回答⇒基本高水、つまり洪水を予測する基本となるものはあくまで「現況」であり、将来を予測する都市計画上の土地利用は流出解析に使えない。また、50年、100年先の基本方針に対し、都市計画マスターplanは5年先、総合計画でも10年先であり、これも流出解析には使えない。ただし、平成22年の市街化区域については市街化されるという想定の下に流出解析を行なった。スタンスとしては、「社会情勢や気候変動による雨の状況変化が生じた場合には、その時点で必要な見直しをする」ということである。

② 参考資料の扱いについて

- 法定図書である本文の参考資料となっている治水編・利水編・環境編は参考程度であっては困る、本文理解のための重要な説明文である。

県の回答⇒法定図書である本文を補足するという意味から参考資料というまとめ方をしたが、「参考」という名称にこだわっているわけではない。

③ 23号台風の洪水被害状況について

- リバーサイド住宅について、全戸移転したということは防災対策上の実践として非常に重要な事象であることから記載すべきである。

県の回答⇒正確には3戸残ったのでどのように記載すれば良いのか、再検討する。

- リバーサイド住宅、武田尾等の被害状況の説明では、「橋梁の流失や床上・床下浸水などの被害が発生した」となっているが、家具が流出するなど家屋の一部損壊に近い状態であったにもかかわらず、橋梁の方が冒頭に挙げられ、住宅被害と橋の流失とどちらが重要であるのかわからない記述がある。

県の回答⇒参考資料に詳細に記載している。

④ 内水面漁業と野鳥について

- 内水面漁業のアユ漁の部分が追加修文されたが、これまでに漁業協同組合当事者から直接的に話や意見をうかがったことがないことから、はじめて意見書をいただいた。この意見書を参考に魚種を書き込み、詳細の部分は概要編に移動してはどうか。また、

漁業協同組合にある貴重な写真も掲載してはどうか。

県の回答⇒写真については掲載したい。

- 生き物については県立「人と自然の博物館」に一任してきたことから、鑑賞あるいは学術的な視点からの魚類の貴重種の保全を最低ラインとする考え方で進めてきた。しかし、他河川を参考にすると、住民が親しみやすい川づくりとして、「捕って食すことのできる魚の棲める川」という視点から、天然アユやウナギなどを指標に、基本方針では豊漁を目指す川づくりを考えるべきではないかということに気づいた。

県の回答⇒スローガンを設けることは良くないことではないが、整備計画レベルで目標を定め、漁業関係者や専門家、住民の参画により次々と段階的にクリアしていくことが望ましいと考えている。

- 基本方針に野鳥の視点も追加すれば、河川のもつ自然環境の連続性がより表現されるのではないか。また、鳥類の維持のためには営巣をするための草原をはじめとする植物環境が必要であり、河川の維持管理との兼ね合いに注意を要することを考慮に入れてもらいたい。

県の回答および委員の意見⇒野鳥を主語にした場合、魚等の移動の連続性とは異なり、連続する自然環境は非常に曖昧なものになるのではないか。

⑤ 河道対策、洪水調節施設の優先順位について

- 河道対策と洪水調節施設の優先順位に関し、「県は原案には平等並列に例挙しているに過ぎない」とコメントしているが、これまでの運営委員会の展開や、住民の参画と協働という委員会の基本姿勢からすると、「対策を検討する優先順位も住民との合意形成を図りつつ、河川行政の方向性を政策的に示唆する基本方針であるべきである」という意見や、「少なくとも基本方針への記載順序は河道掘削から始まり、最後に洪水調節施設を書くべきである」という意見が大半を占めた。とくに、洪水調節施設については並列に検討していると言及しながら、環境調査の予算からしても武庫川ダムが優先され、新規ダムは最後の手段としていた提言の内容と齟齬が生じていることなどが指摘された。

県の回答⇒記載順位については優先順位を意識していないので、洪水調節施設を最後に記述するよう修正する。しかし、洪水調節施設の優先順位については基本方針では個別具体的の名称を記載しない方向で進め、整備計画で具体的な施策を上げることとしていることから、既存ダムと新規ダム・遊水地を分けるために新規洪水調節施設とまとめて記載したに過ぎない。新規ダムの環境調査については、判断する材料を揃え、整備計画の中で遊水地や既存ダム等と共に比較し、妥当な施設計画を定めるためのものである。

⑥ 堤防強化の記述について

- 「築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する」と記述されているが「…流下させる。さらに計画流量を超える流量についても対応を図る。」を挿入すべきである。

県の回答⇒超過洪水までは約束できないので、記述はできない。

- 例えば補助スーパー堤防などは、超過洪水対策として的一面を持っており、計画流量以上の雨量が流れた場合には、床下浸水は許容してもらいたいと宣言しながら、河道は計画流量だけというのは一方に配慮が欠けている。バランスをとるためにも「重要

な洪水防御施設であるとの認識から」の後に「できるだけ超過洪水にも配慮しつつ」を挿入することを検討すべきである。また、堤防強化は超過洪水と河川対策の境界部分であり、超過洪水対策としての流域対策と同様の重みで「今後は堤防の性能を上げるための努力を図る」くらいの記述はすべきである。

県の回答⇒県の責任も含めて再度内部で検討する。

⑦ 上下流バランスについて

- 前回までに、「上下流バランスを明確に記すのであれば、現状は上下流バランスを逸しているものであるということを治水の経緯の中に記述すべきである」という議論が交わされ、その結果として県は今回示した修文において「上下流バランスの記述を削除した」ということになるのか、確認したい。

県の回答⇒通常の河川管理の基本原則として上下流バランスや本支川バランスがあるが、項目立てて記載するものでもないことから河川対策の中に記述した。

⑧ 水田・ため池について

- 県は水田の貯留は数値としてカウントできないということと基本方針には具体的な目標を定めないとということに鑑み、流域対策と洪水調節施設の効果量を合わせて $951\text{ m}^3/\text{s}$ として記載することを提案する。

県の回答⇒洪水調節施設は河川法という根拠があり、県が責任を持たなければならぬが、水田には根拠法令がないことから、確実に将来に亘る効果を担保できないという事由により、流域対策と洪水調節施設を一本にすることは不可能である。

- 農業従事者へのアンケート調査の中で 80% 近い農家は条件が合えば協力するという回答が出ていることから、流域では協力姿勢があることがうかがえる。しかし、湛水に関わる時間等の前提条件もなしに行なったアンケート調査に基づき、「農業生産に配慮した」ということで「流域での治水効果は期待できない」という結論付けになっていることや、アンケートに「治水」という文言が出ていないことは、県の水田に対する取り組みの姿勢に疑問が感じられる。武庫川流域には 15,000ha の水田があり、水が溜まる状況にあるということを取り込むべきである。

県の回答⇒より多い収穫を得るために中干し期や収穫前に貯水することはできないことから、出水期を通して確実に貯水効果を発揮できないものを治水計画に位置づけることはできない。また、水田は公的な所有ではないことから、将来も水田であるという担保がない。さらに、畦畔が決壊した場合の責任を個人がとるということも困難である。

- 中干し期や収穫前の乾田期でも雨が降ってしまえばいずれにしても稻は浸かることになり、これまでそのことで稻への大きな影響は出でていない。また、乾田状態の場合、乾燥により地盤も割れるほどであることからピーク流量の低減効果も期待できることになる。
- 武庫川流域にはそのまま放置すれば危険な老朽ため池が 1,000 以上あるのではないかと考えられる。ダムに 350 億円も費やすより、これらのうち可能な範囲の改修を行い、水を溜めることの効果も検証すべきである。
- 武庫川流域で流域対策にカウントされたため池は、 $5,000\text{ m}^3$ 以上の 1,400 箇所に限られた。一方で流域の 1 市である三田市は、流出抑制への貢献として市が把握している

2,600 箇所のため池は勿論、それ以外にも相当数存在すると思われるため池についても調査する必要があると考えている。日本一ため池の多い兵庫県内において内水被害にも関わるため池について、基本方針ではこの程度の姿勢で切り捨ててもいいのか疑問である。

県の回答⇒治水にカウントしていないため池は、今後も治水活用は考えていない。

⑨ 2つの生物原則の意味について

- この2つの条件は生態学上の最低限を守るための条件であり、これさえ守れば何をしてもいいということになりかねない。そこで、ミティゲーションの考え方と同様に、先ず第一に種の絶滅を回避し、生物空間を減らさないこと、やむを得ずできないときに、最悪の場合としてこの2原則の条件を使うべきである。さらに、「優れた自然環境が残された地域は生物及び景観を含めた生活環境すべてを保全する」という条件の追記も提案された。

県の回答・委員の意見⇒「優れた自然環境が残された地域は生物及び景観を含めた生活環境すべてを保全する」という部分は含まないという回答に対し、委員から「中流域における武庫川峡谷の自然景観～これを保全創出に努める」に包括されているという指摘があり、追記しないがその意味を含んだものであるという見解となった。

⑩ 基本高水について

- 基本高水の流量は非常に大きな値になったが、ダムを選択するためのものではなく、武庫川峡谷の貴重な価値をできるだけ大切に保全していくという考え方のもとに、さまざまな選択から積み上げた内容であり、数値や選択肢には今後の技術革新も含めて「幅がある」ということをきちんと明記すべきである。また、河川審議会に対してもこのような条件の資料を参考ではなく必読できるような形で示した上で審議をしてもらいたい。

県の回答⇒基本方針は数値のみを示し、県がそれを県民に対してお約束するという趣旨であることから、計算過程や諸条件を基本方針本文に記載することは極めて難しい。そこで流量を求めた過程や諸条件については参考資料として記載しているが、内容がまだ不足しているなら加筆したい。また、河川審議会の治水部会ではすでに相当詳しい資料を提示の上、意見を伺っている。

- 甲武橋の流量実績は、既往最大洪水である $2,900 \text{ m}^3/\text{s}$ に基づいて計算されているが、個人的に再計算しなおしたところ、 $4,600 \text{ m}^3/\text{s}$ は十分流れる結果になった。これから計算すると、新規ダムをつくる必要もなく、千苅ダムへの対策も小さなもので済むことになる。つまりはH-Q曲線の $3,700 \text{ m}^3/\text{s}$ も再検討する余地があることになる。
- 基本高水ピーク流量に関わる資料である治水編を法定図書として公表することについては、国土交通省に問い合わせたところ、一級河川ではできないとの回答であったが、武庫川は二級河川であることから法定図書の部分と一体のものとして出せるという解釈ができる。

3. 傍聴者からの意見

① 超過洪水に対する対策について

超過洪水に対しては計画流量までの補償するということでは、酷い話である。難破堤堤

防については技術的評価にまで至らないということで諦めるのではなく、着手して先に進むという意気込みをみせてもらいたい。

② 武庫川の河川環境について

採石場などから大量の汚水と土砂が流れ、武庫川に土砂が堆積している。魚と自然と環境と人が共に生きられる河川環境にしてもらいたい。

③ 優先順位、流出量、堤防強化、環境の原則、流下能力（基本高水）について

- 優先順位…県内では淡路島の三原川流域において、5ヶ所以上のダムに優先着手し、河道改修を後回しにしていたところ、平成16年の23号台風により甚大な被害が発生したという経緯がある。同じ過ちを繰り返さないよう、優先順位は重要な課題として行政が方向を示せるよう委員会できちんと誘導してもらいたい。
- 流出量…西宮では最近10年間で調整池を設置しなければならない開発が13件あった。しかし、基本方針の中では市街化区域がすべて市街化されるという考え方で調整池を設置しないという想定の過大な流出量の計算がなされていることも審議してもらいたい。
- 堤防強化…ダムの受け持ち分 650 m³/s 全部をダムで受けるのではなく、例えば 650 m³/s は 200m の川幅で流速 3m/s の場合、水位は 1.1m 程度であることから、余裕高以内に収まっており、計画高水位以上の部分を含む堤防の天端まで崩れない対策をすることで受け持つことが可能になる。このような考え方により、どのような堤防補強をすればいいのかということも検討してもらいたい。
- 環境の2つの原則…2つの原則が網羅できれば良いということで、知事は武庫川峡谷の植物は移植をする方向で研究を進めている。2つの原則を利用してダムを造ろうという発想は委員会としてよく考えてもらいたい。
- 流下能力（基本高水）…基本方針を決める上で流下能力に対する重大な疑問がそのままになっている。また、結果として自然湛水するということが議論されていないので2点について検討してもらいたい。

第54回 流域委員会

～平成19年10月9日（水）
尼崎市中小企業センターにて開催



第54回委員会は、武庫川水系河川整備基本方針原案策定に至る最終審議のステージとして、委員22名が出席し、運営委員会でとりまとめられた答申案が提示され6時間半におよぶ討議が行なわれました。答申書を知事に提出した後は「整備計画原案が作成されるまで全体委員会を再び休会し、この間は運営委員会が全権委任を受けて県との間で確認、調整作業を行なう」ということになりました。

前回委員会において知事への出席要請が出されました。県議会開会中を理由に実現しませんでした。

<議事のあらすじ>

1. 第 76 回・第 77 回・第 78 回・第 79 回運営委員会の報告

平成 19 年 9 月 18 日開催の「第 76 回運営委員会」、9 月 26 日開催の「第 77 回運営委員会」、10 月 3 日開催の「第 78 回運営委員会」、10 月 5 日開催の「第 79 回運営委員会」の協議状況について委員長から以下の説明が行なわれました。

- ・第 76 回運営委員会…第 53 回流域委員会を踏まえ、10 項目の論点のうち「23 号台風の記述、内水面漁業に関する問題、河川の総合的な利用方針に関する流域住民の関わりについての記述、上下流バランスに関する問題、生物の 2 つの原則に関する問題」における基本的な部分を詰めた。
- ・第 77 回運営委員会…第 76 回運営委員会に引き続き、残る項目についての協議と再検討部分の調整を行なったが、合意が得られず第 78 回運営委員会に持ち越された。
- ・第 78 回運営委員会…第 77 回から引き続き論点について協議し、ほとんどの事項について前進したが、基本高水の記述に関する問題と洪水調節施設の優先順位に関する問題については県との間で合意できず、平行線のままさらには継続協議となった。
- ・第 79 回運営委員会…県から具体的な前書きに当たる文章が提示され、その修文についての協議を行なった。また、正常流量、水循環機能の確保についても協議が行われ、一定の修正が行われることになった。さらに、答申案の再構成、書き直しについても議論され、修正を行なうことが確認された。

2. 武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書（答申書案）の審議

(1) 「武庫川水系河川整備基本方針案」（修正案）および基本方針に関する「序文」と「各資料編」「本文」について県から以下の説明が行なわれた。

<序 文>

基本方針原案の審議過程において「基本方針の考え方、特徴、経緯等が理解しやすいようにすべきである」という委員側からの要望により、「序文」として武庫川水系河川整備基本方針原案策定にあたって総括的にまとめた「序文」を作成し、挿入した。

- 内容…①総合的な治水対策への本格的な取り組み、②想定を超える事態における目標の設定、③水循環系の健全化、④まちづくりと一体になった川づくり、⑤今後のスケジュール で構成されている。

以上の内容に基づき文書化したものを運営委員会で協議し、委員会としての意見を反映させた文章に修文したもののが提示され、修文箇所についての説明が行なわれた。

<各資料編>…前回委員会を受けて「参考資料」というタイトルを「〇〇に関する資料」に修正

- 修正箇所

【流域及び河川の概要に関する資料】

- ・流域内の歴史・文化的な施設の記述、写真の修正
- ・水害の歴史で平成 16 年 23 号台風の被害状況を修正
- ・潮止堰の状況がわかる写真の追加

【治水に関する資料】

- ・洪水ピーク流量の欄への追記
- ・雨量観測所位置図の追加
- ・既往洪水の再現計算結果に関する補足説明

- ・主要地点における計画降雨量への引き伸ばしと流出計算の算出過程の補足説明追記
- ・ピーク流量一覧の数値をさらに正確に有効数字3桁、10単位に表示
- ・流量確率手法による検証を適切な表現に修文
- ・流量確率分布図を見やすく修正
- ・流域対策を「基本的な考え方」「各施設の対策」「流域対策による流出抑制量」「その他（各戸貯留、森林、水田等）」に分けて記述
- ・基本的な考え方を数値化するしないにかかわらず、すべての流域対策を含めて推進する姿勢を記述
- ・各施設の対策に算出条件、進め方を記述
- ・流域対策による流出抑制量に、流出抑制効果を治水計画に見込んだ対策施設選定条件、流出抑制量を記述
- ・その他、現状では流出抑制効果を上乗せすることが見込めない対策など、効果に関わらずその対策を進めていく姿勢を記述
- ・関係機関、地域住民との連携は流域対策と重複することから全文削除
- ・洪水調節施設の整備状況の文章を全文削除

【利水に関する資料】

- ・修正なし

【環境に関する資料】

- ・生物および生活環境の維持に関する2つの原則は、提言にある「実施する上で課題と実行性を確保するための方策」の趣旨を踏まえたものに修文

<本文>…第79回運営委員会の協議を踏まえて修文

【2章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針】

- ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項の前文の表現を修文
- ・緊急時の水利用をより相応しい表現に修文
- ・健全な水循環の確保をより相応しい表現に修文
- ・水質の向上をより相応しい表現に修文

(2) 「武庫川水系河川整備基本方針原案についての意見書」とする答申書案が委員長から提案された。

<答申書案の骨子>

1. 原案の修正にかかる協議プロセスと改訂版の位置づけ
2. 当初原案についての委員会の評価
3. 原案の改訂版についての評価と確認事項等
 - 1) 従来の河川整備の考え方を転換する「政策目標」の明記
 - 2) 流域全体における総合的な治水への取り組み
 - 3) 「武庫川らしさ」を反映した内容
 - 4) 超過洪水対策と堤防強化について
 - 5) 計画進行のあらゆる段階で「参画と協働」を貫く
 - 6) 上下流バランスに関する記載について
 - 7) まちづくりと一体となった川づくり
 - 8) 武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の維持に関する2つの原則について
 - 9) 内水面漁業と魚類(水生動物)の生活環境の保全・再生について

10) 台風 23 号被害の記述について

4. さらなる修正努力を求める問題

- 1) 流域対策及び特に水田貯留への取り組みについて
- 2) 適正な水利用と流水の正常な機能の維持について

5. 意見が反映されなかった問題

6. 今後の課題についての幾つかの要請と留意点

- 1) 「参画と協働」による河川行政推進の課題
- 2) 進展する地方分権への対応と自立した自治体への姿勢について
- 3) 今後の基本方針の見直しについて
- 4) 基本方針文書の取り扱いについて

7. 整備計画の原案策定に向けた留意すべき課題

- 1) 基本方針決定に至る過程での流域委員会の参画について
- 2) 整備計画原案の作成検討段階での情報共有について
- 3) 各種調査や協議の進行状況を流域委員会へ報告することについて
- 4) 整備計画の原案提示までの流域委員会の開催等について
- 5) 並行した活動を目指す流域連携への支援について

(3) 「新規ダムに係わる武庫川峡谷の環境調査について」（運営委員会見解案）に関し、委員長から「これまでの経緯」「当該環境調査の位置づけ」「調査計画の内容について」「整備計画の策定にあたって」の説明が行なわれ、委員会の見解として確認した。

(4) 「基本方針」（修正案）「意見書」（答申書案）「新規ダムに係わる武庫川峡谷の環境調査について」（運営委員会見解案）に関し、「検討の優先順位」「基本高水、配分流量の見直し」を中心に残された論点について一括審議を行なった。その結果、以下の修正等を行うこととして「基本方針」（修正案）及び「意見書の骨格」（答申書案）が承認された。また、審議結果を踏まえた『意見書』（答申書案）に関する具体的修文については、以後の運営委員会に一任することになった。

【主な修正点】

- ・ 現況流下能力に関して「治水資料編」に記載することを検討する。
- ・ 甲武橋及び阪神橋梁地点の現況流下能力と計画流量に関する数値等を一般に理解できるように「資料編」に補足説明として記載する。
- ・ 基本高水流量配分及び流域対策による流出抑制量の算出に至った経緯やデータ等を「資料編」に記載することを検討する。
- ・ 洪水調節施設における「検討の優先順位」については、ダム以外の治水対策を優先して検討するよう答申書に盛り込む。

3. その他

「武庫川水系河川整備基本方針策定の今後のスケジュール」について、県から説明が行なわれた。

4. 傍聴者からの意見

① 武庫川の自然環境、サイクルロード、新規ダムについて

武庫川は鳥や魚が下流域を除いて非常に少ない。魚を増やすことが必要である。また、花木については桜と松を植樹してもらいたい。県が日本海から太平洋まで桜を植える事業を展開しているので、これを引用してはどうか。松の木は下流域の尼崎市、西宮市、宝塚市に多數あったが、とくに尼崎市は全部とってしまった。植樹して武庫川の松並木を再生してもらいたい。

サイクルロードが右岸西宮側に展開するが、これを利用すると電車で45分かかるところが20分で行ける。これは災害時にも活用できるので、左岸にも設置してもらいたい。

住民としては、ダムは必要ないと考えている。しかし、どうしても県の考え方で必要であれば、ダムを基本方針レベルに設定すればよいと考える。

② 武庫川を宝として子孫に残す

これまでに、ダムや道路の建設、碎石の処分などにより河川に土砂が堆積している。川は自然の生命であり、血液でもあり、子孫に残すべき重要な宝であることを認識してもらいたい。

③ ユニークな答申に加えた2点の意見

非常にユニークで画期的な答申書であったが、それに追加して2点の提案をする。

i) 流出抑制について

貯留施設の対策や河道対策に対する力点の置き方を比較すると、流域対策に対する県の姿勢が非常に後ろ向きである。流出抑制は、今ある既存施設をどう活用するか非常に限定的であるにもかかわらず、新たな取り組みにチャレンジしようという姿勢が全く見られない。委員会はこのことについてもっと強調してもらいたい。

ii) 流下能力に対する疑問

県が比較資料に挿入するだけにしているのに対し、洪水実績から逆算した流下能力はこれだけであるということが、流域委員会と県の相違点であり、疑問である。ダム1つ分にも相当する $700\text{ m}^3/\text{s}$ もの流下能力の違いについて流域委員会としての意見書案の中に明記し、解明されていないことについては残存することのないようにしてもらいたい。さらに、住民が流域委員会の意見書（答申書）を見ればすべてが解るよう、ぜひしてもらいたい。この点については、委員会の意見が反映されなかつた問題に関わることもある。

④ 民主主義的運営による流域委員会

武庫川流域委員会の審議のあり方は、非常に民主主義的で審議のあり方に一石を投じたと思われる。実際の流量データが不足していることや超長期の方針がいかにあるべきかを学び、流量修正も文明論の上ではあり得るということに期待したい。

⑤ 提言書と基本方針の大きな違いについて

8月の委員会による提言とこのたび出された基本方針には大きな違いがある。大きく分けると「治水対策の検討」「環境問題と治水対策」「超過洪水と危機管理」の3つがあるが、そのうちの「環境問題と治水対策」の中の優先順位については、県は頑なに受け入れない姿勢をとっていた。この問題については委員会の意見が反映されなかつた、まさに積み残しであると考えられる。

また、流下能力や森林・田畠の保水・遊水能力については、今後の科学技術の発展に伴い基本高水の見直しにつながる事項であると考える。そのように考えた場合、2年後の整備計画原案提示に向けても社会の進捗を十分考慮し、ブラックボックスにならないことを期待したい。2年の間も総合治水に向けて努力するよう、執拗に応じて県から委員会への報告を行なうなど、流域委員会がしっかり監視できるシステムづくりをすることが望まれる。提言までの2年間、そしてその後の方針づくりへの努力に対し、委員の皆さんに感謝したい。

5. 武庫川流域委員名簿

~2004年
3月発足

五十音順

氏 名	専 門・在住地	所 属 等
浅見 佳世	環境(植物)	㈱里と水辺研究所 取締役、兵庫県立大学 客員准教授
池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 名誉教授
奥西 一夫	地形土壤災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長
川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 名誉教授
長峯 純一	財政学	関西学院大學 教授
畠 武志	農業利水・水域環境	神戸大学 名誉教授、学校法人賢明女子学院法人顧問
法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員
松本 誠	まちづくり	市民まちづくり研究所所長、元神戸新聞社調査研究資料室室長
村岡 浩爾	環境工学・水環境学	大阪大学 名誉教授、(財)日本地下水理化学研究所理事長
茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会
伊藤 益義	宝塚市	エコグループ・武庫川 代表
岡 昭夫	西宮市	元リバーサイド自治会役員
岡田 隆	伊丹市	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長
加藤 哲夫	篠山市	篠山市森林組合 組合長
草薙 芳弘	尼崎市	あまがさき市民まちづくり研究会幹事
酒井 秀幸	篠山市	農業、武庫川の治水を考える連絡協議会 代表
佐々木礼子	宝塚市	都市計画コンサルタント 代表、日本都市計画学会・土木学会 会員
谷田百合子	西宮市	武庫川円卓会議 代表
田村 博美	宝塚市	大阪市立大学非常勤講師(環境都市計画)
土谷 厚子	三田市	グリーンピース・ジャパン 会員
中川 芳江	宝塚市	㈱ネイチャースケープ 役員
松本 俊治	西宮市	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長
山仲 晃実	西宮市	兵庫県砂防ボランティア協会 会長

6. 開催された運営委員会

シンポジウム

日時：平成 19 年 6 月 17 日

場所：宝塚市アピアホール

第 53 回流域委員会

日時：平成 19 年 9 月 13 日

場所：三田市商工会館

第 54 回流域委員会

日時：平成 19 年 10 月 9 日

場所：尼崎市中小企業センター

第 82 回運営委員会

日時：平成 20 年 4 月 4 日

場所：西宮市男女共同参画センター

第 83 回運営委員会

日時：平成 20 年 6 月 10 日

場所：西宮市男女共同参画センター

第 84 回運営委員会

日時：平成 20 年 7 月 28 日

場所：宝塚市商工会議所

第 85 回運営委員会

日時：平成 20 年 9 月 17 日

場所：西宮市大学交流センター

第 86 回運営委員会

日時：平成 20 年 11 月 17 日

場所：宝塚市商工会議所

第 87 回運営委員会

日時：平成 21 年 1 月 27 日

場所：西宮市男女共同参画センター

第 88 回運営委員会

日時：平成 21 年 3 月 9 日

場所：西宮市男女共同参画センター

第 89 回運営委員会

日時：平成 21 年 4 月 27 日

場所：宝塚市商工会議所

第 90 回運営委員会

日時：平成 21 年 7 月 6 日

場所：西宮市男女共同参画センター

第 91 回運営委員会

日時：平成 21 年 8 月 25 日

場所：西宮市大学交流センター

第 92 回運営委員会

日時：平成 21 年 10 月 23 日

場所：兵庫県民会館

第 93 回運営委員会

日時：平成 21 年 11 月 30 日

場所：宝塚市アピアホール

委員会ニュースは、委員会のあらすじを記したもので、発言の詳細は、議事録に記載されています。

委員会ニュースは、流域委員会委員より選ばれた編集委員により、作成されています。

配布資料・議事骨子・議事録の 閲覧ができます。

開催された武庫川流域委員会の、配布資料・議事骨子・
議事録については、下記の方法で閲覧できます。
詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい。

①関係行政機関での閲覧

県関係機関：県庁(武庫川企画調整課)、神戸県民局(神戸土木)、

阪神南県民局(西宮土木、尼崎港管理事務所)、

阪神北県民局(宝塚土木)、

丹波県民局(丹波土木)

市役所：神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、篠山市

②ホームページでの閲覧

http://web.pref.hyogo.jp/hn04/hn04_1_000000070.html

お問合せ

【編集発行】 武庫川流域委員会

兵庫県国土整備部土木局武庫川企画調整課
担当：杉浦、長田、長尾、吉栖、志茂
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-341-7711(直通)
FAX 078-362-3942
E-mail:muko_chosei@pref.hyogo.jp



兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所
河川対策室計画課
担当：前田、伊藤、平塚
〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15
TEL 0797-83-3180(直通)
FAX 0797-86-4329
E-mail:takarazukadoboku@pref.hyogo.jp

事務局では郵送・FAX・電子メールでのご意見をお待ちしております